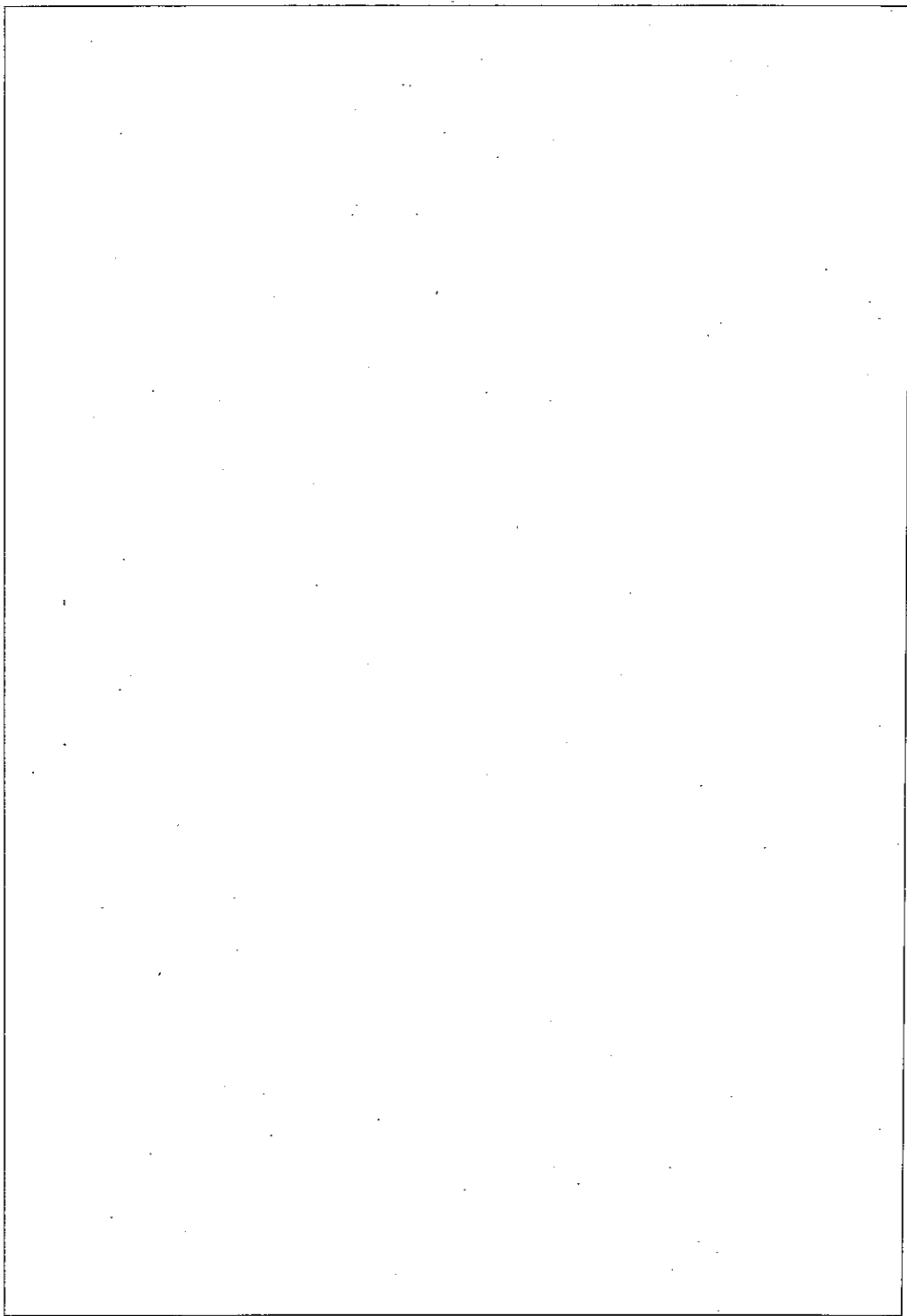


平成 25 年度厚生労働省委託事業
危険有害業務に従事する家内労働者の実態把握調査結果報告書

家内労働者の労働災害防止に向けて

平成 2 6 年 3 月



目次

1. はじめに（本調査の目的と実施事項） 1
2. 調査概要 1
3. 今回の調査における家内労働の概況 9
4. 各関係者の意識や課題 10
5. 今後の検討事項 15

1. はじめに（本調査の目的と実施事項）

(1) 目的

本調査は、家内労働者の災害および疾病の予防のため、危険有害業務にかかる家内労働の現状、問題点および課題を把握した上で、今後の防止対策を検討することを目的として、主に以下に述べる事項について、実施したものである。

(2) 主な実施事項

- ① 事業主団体や委託者に対する訪問調査
- ② 危険有害業務に従事する家内労働者に対する健康相談会などの活用によるヒアリング調査
- ③ 専門家による検討会の設置・運営
- ④ 本報告書の作成ほか、その他必要な業務

2. 調査概要

(1) 実施期間

- 平成 25 年 5 月 15 日～平成 26 年 3 月 31 日

(2) 主な実施事項に関する詳細

① 事業主団体や委託者に対する訪問調査

■ 訪問調査の概要

▶ 地域・都府県と対象業種は、以下のとおりである。

地域	都府県	対象業種	調査実施数
東北	秋田県	・男子服製造業	4 委託者
	福島県	・横編ニット製造業	1 事業主団体、3 委託者
関東 甲信越	東京都	・革靴製造業	1 事業主団体、3 委託者
	新潟県	・洋食器・器物製造業	2 事業主団体、2 委託者
東海 北陸	岐阜県	・給水せん製造業	4 委託者
	愛知県	・がん具花火製造業 ・金属製品製造業	3 委託者 1 委託者
近畿	大阪府	・刃物卸・製造業	1 事業主団体、3 委託者
	兵庫県	・電気機械器具製造業 ・靴下製造業	2 委託者 1 事業主団体、1 委託者
			6 事業主団体、26 委託者

- 訪問調査先の選定は、以下の基準に沿って行った。
 - ・東北、関東甲信越、東海北陸および近畿の各ブロックより2都府県以上を選定
 - ・厚生労働省「家内概況調査」において、家内労働従事者数が多い都府県を選定
 - ・当該都府県において、最低工賃が決定されている業種で、危険有害業務に従事している業種を選定
 - ・幅広く情報収集を行うため、他府県との業種的な重複をできるだけ避けて選定
 - ・有機溶剤を使用（洗浄等で使用する場合も含む）する業種を含めて選定
- 訪問調査事項は、以下のとおりである。
 - ・事業主団体/委託者に関する基本情報
 - －会員数/従業員数
 - －会員の主な業種/事業内容
 - －委託する家内労働者数、家内労働者の種類など
 - ・家内労働法で定める事項の遵守について（委託者のみ）
 - －家内労働手帳の交付の有無
 - －家内労働者の就業時間の把握
 - －工賃の支払場所
 - －委託状況届の提出の有無
 - ・家内労働者に対する安全衛生への取組
 - －家内労働者に委託する危険有害業務の種類
 - －事業主団体や委託者が実施/実施を予定する安全衛生対策
 - －ヒヤリハットおよび過去の災害事例
 - －家内労働者の安全衛生対策上の課題、問題点
 - ・今後の安全衛生対策
 - －行政等、委託者、家内労働者に各々期待すること
 - ・労災保険の特別加入状況
 - －加入の有無
 - －委託者等による保険料補助の有無
- 調査内容結果の概要については P6 のとおり。

② 危険有害業務に従事する家内労働者に対する健康相談会などの活用によるヒアリング調査

■ 健康相談会の概要

▷ 健康相談会の開催地域等は、以下のとおりである。

地域	都府県	参加した 家内労働者数	家内労働者への委託業務
東北	秋田県	7	・動力ミシンを使用した男子服縫製
	福島県	10	・自動編み機を使用したニット製品製造
関東 甲信越	東京都	23	・革靴製造（裁断・製甲・底付）
	新潟県	6	・パフ研磨機を使用した洋食器・器物の研磨
東海 北陸	岐阜県	11	・パフ研磨機を使用した給水せんの研磨
	愛知県	14	・がん具花火の袋入れ等
近畿	大阪府	10	・研磨機を使用した刃物の研磨
	兵庫県	4 1	・動力巻き線機を使用した巻き線 ・動力刺しゅう機を使用した靴下の刺しゅう
		86	

▷ 調査事項は、以下のとおりである。

- ・家内労働者に関する基本情報
 - －氏名/年齢/性別
 - －家内労働法の遵守事項について
- ・家内労働者の安全衛生への取組
 - －危険有害業務の種類
 - －委託者からの機械、器具、原材料等の譲渡、貸与、提供の有無
 - －委託者による家内労働者の安全衛生措置の有無の認識
 - －家内労働者が、現在実施/実施を検討する安全衛生対策
 - －ヒヤリハットおよび過去の災害事例
 - －家内労働者の安全衛生対策上の課題、問題点
- ・今後の安全衛生対策
- ・労災保険の特別加入状況
 - －加入の有無
 - －委託者等による保険料補助の有無
- ・健康相談について
 - －業務に関する健康上の悩み、その他健康管理全般についての問題点等の確認

▷ 調査内容結果の概要については P7、8 のとおり。

③ 専門家による検討会の設置・運営

■ 委員

(敬称略、五十音順)

氏名	所属
石田 亨	労働衛生コンサルタント (保健衛生、労働衛生工学)
岩本 充史	弁護士 (安西法律事務所)
大久保 暁子	日本労働組合総連合会 総合国際局 国際局局长 ※委嘱時の役職は労働条件・中小労働対策局局长
小林 信	全国中小企業団体中央会 労働政策部長
後藤 博俊 (委員長)	帝京大学 医療技術学部 客員教授 (社) 日本労働安全衛生コンサルタント会 顧問

■ 開催日と主な検討内容

開催日	主な検討内容
第1回 (平成25年6月25日)	・本調査の趣旨、実施事項の確認 ・事業主団体・委託者に対する訪問調査計画(案)の中間報告 ・訪問調査質問票(案)の検討
第2回 (平成25年9月9日)	・事業主団体・委託者に対する訪問調査の中間報告 ・家内労働者に対する健康相談会などを活用したヒアリング調査計画(案)の検討 ・家内労働者へのヒアリング事項(案)の検討
第3回 (平成25年11月13日)	・事業主団体・委託者に対する訪問調査の報告 ・家内労働者に対する健康相談会に関する実施状況の中間報告 ・家内労働者の労働災害防止に向けて(たたき台)の検討
第4回 (平成25年12月24日)	・家内労働者に対する健康相談会に関する実施状況の中間報告(その2) ・家内労働者の労働災害防止に向けて(たたき台)の検討
第5回 (平成26年2月3日)	・家内労働者に対する健康相談会に関する実施状況の報告 ・家内労働者の労働災害防止に向けて(たたき台)の検討
第6回 (平成26年3月3日)	・家内労働者の労働災害防止に向けて(案)の検討

(3) 調査実施者

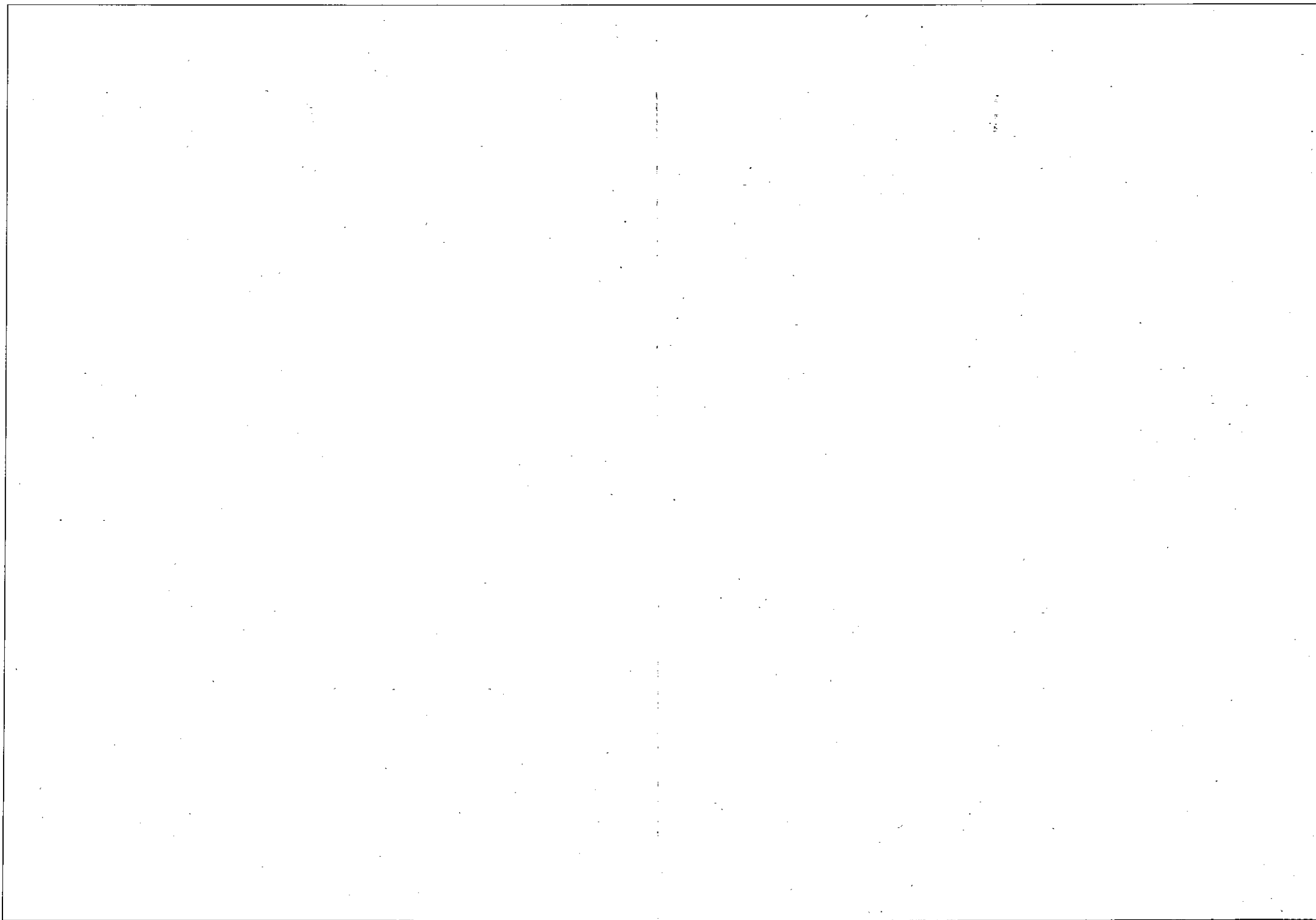
- 東京海上日動リスクコンサルティング株式会社 製品安全・環境事業部（東京都千代田区丸の内 1-2-1 東京海上日動ビル新館 8 階）

概況

(まとめ) 事業主団体・委託者に対する訪問調査結果について

- 今回の調査では、8都府県において、6事業主団体、26委託者に訪問を行った。内訳は次のとおりである。
 秋田県：4委託者、福島県：1事業主団体と3委託者、新潟県：2事業主団体と2委託者、東京都：1事業主団体、3委託者
 岐阜県：4委託者、愛知県：4委託者、大阪府：1事業主団体、3委託者、兵庫県：1事業主団体、3委託者
- 家内労働者の安全衛生に関しては、機械による皮革裁断や有機溶剤（接着剤）の使用（東京・革靴製造）、粉じんの飛散する研磨作業（新潟県・洋食器/器物製造、岐阜県・給水せん製造、大阪府・刃物製造）など、相対的に危険有害度が高い業種においても、委託者としては気には掛けつつも、最終的に家内労働者の自主性・裁量に委ねている現状であった。動力ミシンや自動編み機（秋田・男子服製造、福島・ニット製品製造、兵庫・靴下製造）など、比較的危険有害度の低い業種においては、特段、安全衛生に配慮している点は確認できなかった。
- あると望ましい安全衛生対策については、講習会の実施（愛知・がん具火花製造、岐阜・給水せん製造）、家内労働者に対する具体的アドバイス（新潟・洋食器/器物製造）、安全衛生設備や特殊健診への金銭的支援（新潟・器物製造、大阪・刃物製造）、注意喚起文書の作成（岐阜・給水せん製造、東京・革靴製造）といったものが挙げられている。

都府県名	業種	訪問調査先(事業主団体)	訪問調査先(委託者)	委託業務	家内労働者数	リスク	事故発生の有無/安全衛生に関する取組状況	あると望ましい対策について
東北	秋田県 男子服製造業	・事業主団体なし	・3委託者訪問 ・従業員数は148人、42人、51人	動力ミシンを使用したフラスナーやベルトの取り付けなど	各々4人程度 ※動力ミシン	・動力ミシンの針が指先等に刺さりケガをする ・ミシンの回転するベルト部分に指を挟まれてケガをする	・過去、事故は聞いていない ・家内労働者は元社員等経験者であるため、特段の指導・支援等はしていない	・家内労働者に対する具体的なアドバイスがある ・動力ミシンの更新時の補助等がある
	福島県 横編ニット製造業	・福島県ニット工業組合 ・組合員数28社(組合員の従業員規模は20~30人)	・3委託者訪問 ・従業員数は17人、28人、33人(パート含む)	自動編立、リンクミシンなどを使用したニット製品製作	各々3~6人程度 ※動力ミシン、自動編み機	・自動編み機やリンクミシンの針が指先等に刺さりケガをする	・過去、事故は聞いていない ・危険な作業ではないと考えているため、特段の指導・支援等はしていない	・安全衛生の観点では特になが、技術継承という点では課題がある
関東甲信越	東京都 革靴製造業	・東都製靴工業協同組合	・3委託者訪問 ・従業員数は28人、16人、31人(パート含む)	皮革の裁断、パーツ製作(製甲)、底付	13人前後、50人程度と様々	・裁断時に指を挟まれてケガをする ・有機溶剤を吸い込んで健康障害を起こす	・過去、健康障害や事故は発生していない ・有機溶剤の取扱注意について文書配付をしている委託者あり ・それ以外では、口頭で裁断機使用時のケガや、部屋の換気に注意をしている程度	・既に東京都による各種安全衛生装置への補助など、制度は充実している ・安全衛生に関するポスター配付、巡回指導などがあるが、高齢者の多い家内労働者が活用するかは疑問
	新潟県 洋食器・器物製造業(洋食器)	・日本金属洋食器工業組合 ・組合員数45社 ・従業員規模は30人未満が多い	・1委託者訪問 ・従業員数は44人	研磨	20~25人	・粉じんを吸い込んで健康障害を起こす ・研磨機と接触してケガをする	・20年以上前には、研磨機の作動中に手が巻き込まれて、前腕部の筋肉が削られる事故があったと聞いているが、それ以降は聞いていない ・自社として特段の措置は行っていない	・同地区を担当する燕西障害予防防止協会が、巡回指導も含めて支援を行っているため、そちらに任せている
	新潟県 洋食器・器物製造業(器物)	・日本金属洋食器工業組合 ・組合員数56社 ・従業員規模は30人未満が多い	・1委託者訪問 ・従業員数は25人	研磨	25人	・粉じんを吸い込んで健康障害を起こす ・研磨機と接触してケガをする	・昭和40年代に補助者がケガをしたことがあるが、他には聞いていない ・家内労働者はプロであり、指導する立場にない	・現場におけるアドバイスや安全衛生装置への金銭的支援があればよい ・同地区を担当する燕西障害予防防止協会が、巡回指導も含めて支援を行っている
東海北陸	岐阜県 給水せん製造業	・事業主団体なし	・3委託者訪問 ・従業員規模は67、120、50人	研磨、バリ取り	3人前後、40人程度と様々	・粉じんを吸い込んで健康障害を起こす ・研磨機と接触してケガをする	・過去、事故は聞いていない ・集じん機の設置・可動は確認しているが、それ以上細かい指導はしていない	・商工会単位で、安全講習会や安全意識向上のための文書製作などの支援があると望ましい
	愛知県 金属製品製造業	・事業主団体なし	・1委託者訪問 ・従業員数は26人	パネのスペック検査等	4~5人	・金属製パネの尖った部分で指先等にケガをする	・過去、事故は聞いていない ・作業手順書の注意事項欄に安全衛生のための手段使用などの注意を記載している	・必ずしも安全衛生の観点ではないが、家内労働者が作業に使用する道具等への補助があれば、委託しやすい
	愛知県 がん具火花製造業	(事業主団体は存在するが今回の訪問調査では対象外)	・3委託者訪問 ・従業員数は3人、29人、6人	火花袋入れ	4~78人程度と様々	・火花の火花が発火してケガをする	・数十年前、夫婦喧嘩で投げたマッチが火花に接触して発火が発生し、死者が3名という事故があったようであるが、それ以外には聞いていない ・火気厳禁などを記載したポスターを制作して家内労働者へ配布している	・家内労働者を集めた集合研修に要する講師費用等の補助があれば有難い
近畿	大阪府 刃物卸・製造業	・堺刃物西工業協同組合連合会	・3委託者訪問 ・従業員数は23人、20人、6人	研磨	6人~20人強と様々	・粉じんを吸い込んで健康障害を起こす ・研磨機と接触してケガをする	・砥石の粉じんを吸い込む/目に入る、研磨機や刃物で指先等という健康障害、事故はある ・家内労働者はプロであり、指導する立場にない	・じん肺健診の補助があると良い ・家内労働者の安全衛生衛生については、各自あるいは職人組合が考えるべき事項というスタンス
	兵庫県 電気機械器具製造業	・事業主団体なし	・2委託者	動力巻線、半田付	2人、34人	・動力巻線機で指先等にケガをする	・過去、事故は聞いていない ・動力巻線作業、半田作業について作業手順書を作成して家内労働者へ配布している	・現在実施している対策で十分と考えているため、特になし。
	兵庫県 靴下製造業	・兵庫県靴下工業組合	・1委託者	縫製、糸きり	30人	・動力縫い機で指先等にケガをする	・過去、事故は聞いていない ・危険な作業ではないと考えているため、特段の指導・支援等はしていない	・動力ミシンの更新時などの個別優遇などがあればあるとよい

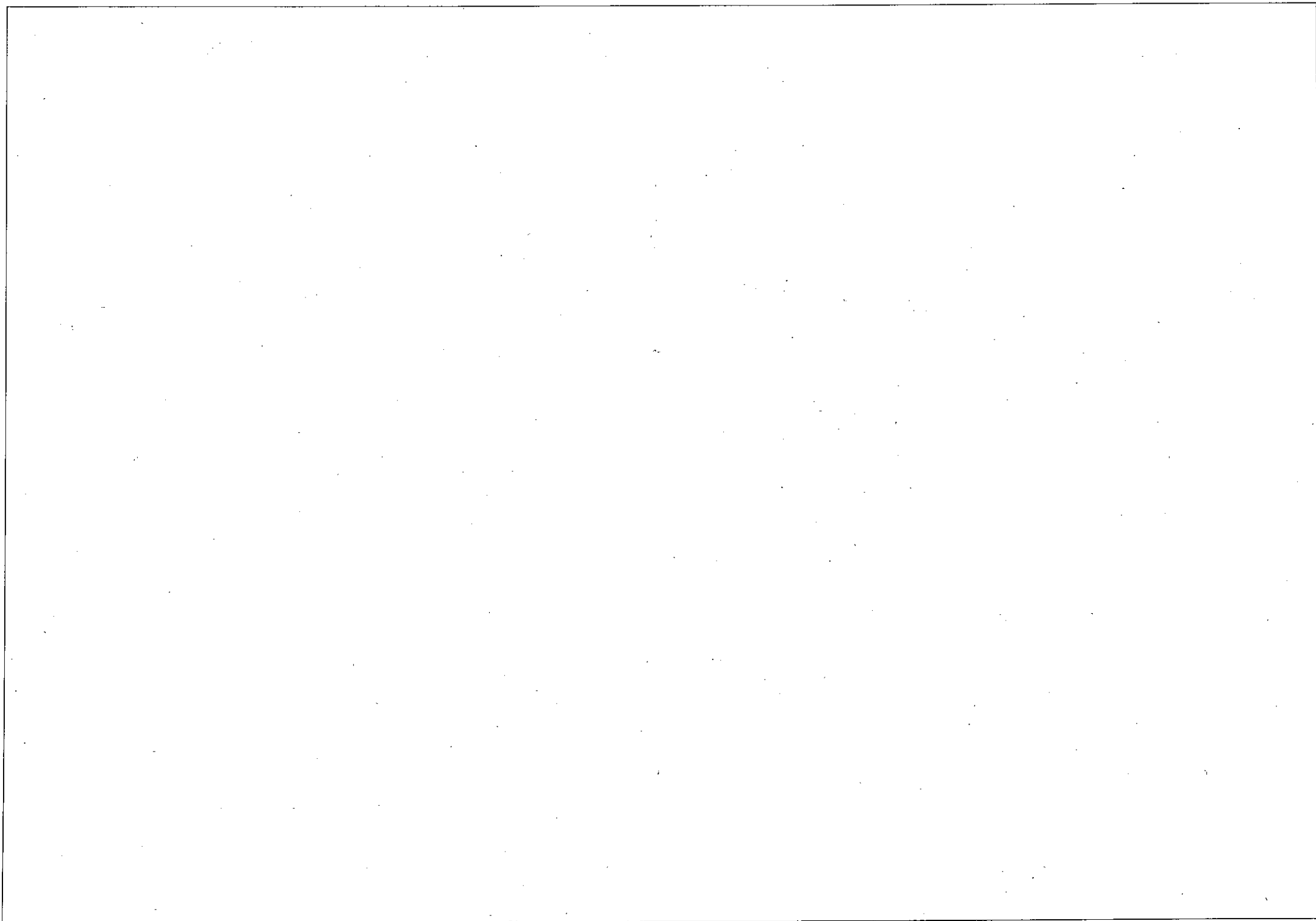


(まとめ) 家内労働者への個別健康相談会について

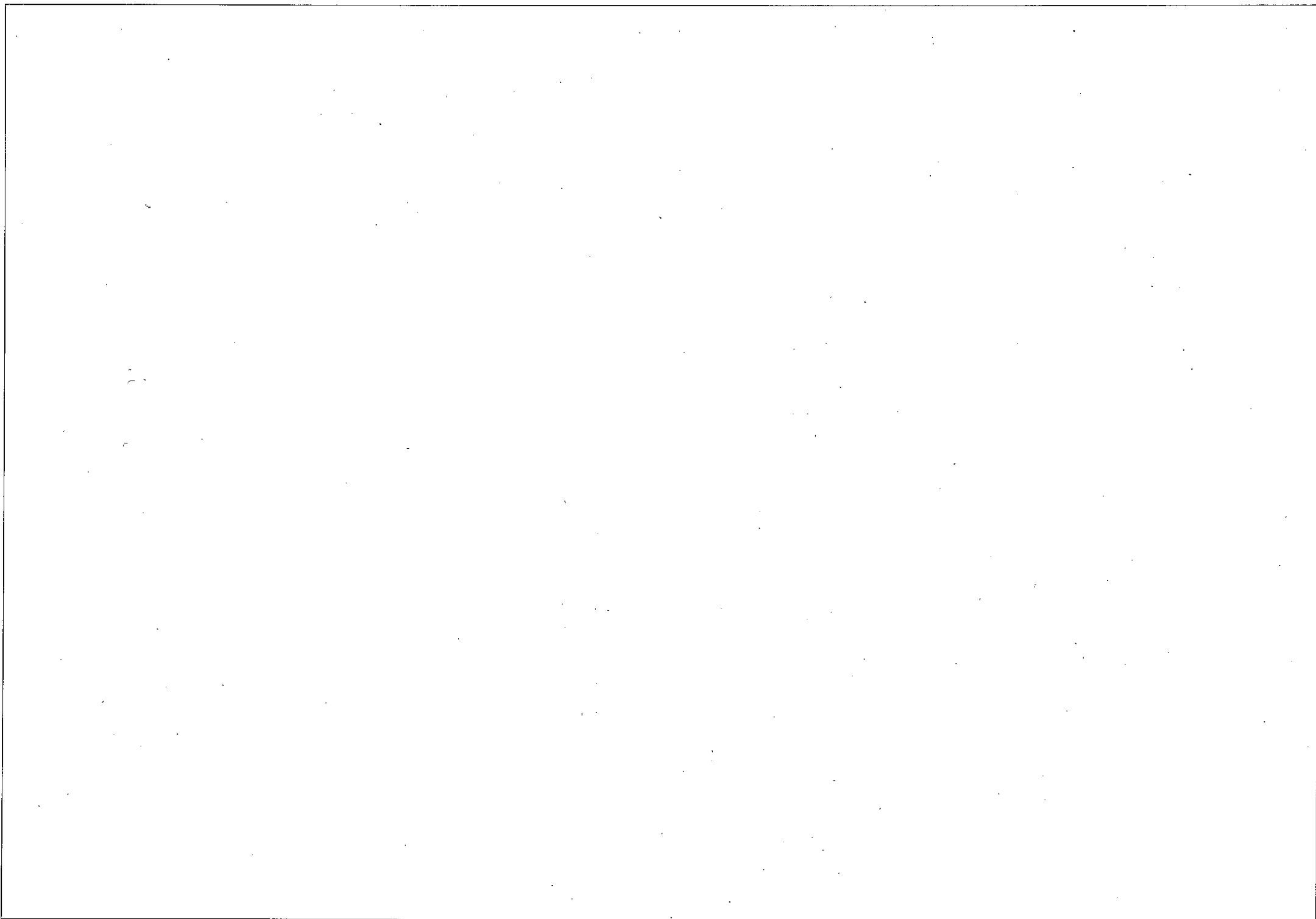
概況

- 8都府県で、家内労働者への個別健康相談会（ヒアリング調査）を実施した。個別健康相談会およびヒアリング調査実施数は、合計86名となった。
- 労働衛生コンサルタントによる現場調査の概要を以下に示す。詳細は下表「労働衛生コンサルタントのコメント」欄を参照。
 - (1) 作業リスク
 - ・今回調査した内職的家内労働者と一部の専業的家内労働者（福島）については、針で指を刺すなどの小さなケガをするリスクはあるが、大きな災害につながる可能性は低いと思われる。
 - ・今回調査した専業的家内労働者（除く福島）については、過去、死亡や重度後遺障害に至るほどの災害の発生は確認されていないものの、研磨機や研磨製品との接触等によるケガなどのリスクは存在する。
 - (2) 作業環境リスク
 - ・内職的家内労働者の大部分は、自宅一室を作業場としている。整理整頓が十分でないことによる転倒、家族等部外者の立ち入りによる部外者も含めたケガなどのリスクが存在する。
 - ・専業的家内労働者は、専用の作業場（新潟など）と自宅一室の作業場（東京など）と様々であるが、総じて整理整頓が不十分であり、作業場内での転倒、研磨機や研磨製品、周辺の物との接触等によるケガなどのリスクが存在する。
 - ・また、局所排気装置が未設置である、設置・稼働している場合でも使用方法の理解が不十分である、メンテナンス不足の可能性があるなどの問題点も見られており、有機溶剤や粉じん吸入による健康障害につながるおそれもある。
 - (3) 課題等
 - ・内職的家内労働者と一部の専業的家内労働者（福島）については、安全衛生に対する認識がかなり低い状況にある。委託者も同様であるため、指導・支援を受けている例は、一部（愛知・兵庫など）を除き確認できていない。
 - ・専業的家内労働者についても、総じて安全衛生に対する認識が低いといえる。安全で衛生的に作業することよりも、自らの作業方法にこだわり、安全衛生措置は二の次になっている。
 - ・委託者による家内労働者への安全衛生に関する指導・支援も確認できず、委託者家内労働者とも作業に伴うリスクは自己責任で対処するとの認識を持っている。
 - ・家内労働者、委託者ともに、安全衛生に関する意識啓発（研修など）、各種支援（実地指導など）を行うことが望まれる。
- なお、健康相談については、いずれの家内労働者も「特に相談したいことはない」との回答であった。

ブロック名	都府県名	業種	作業内容/ヒアリング対象家内労働者の種別	ヒアリング概要	労働衛生コンサルタントのコメント	
東北	秋田県	男子服製造業	動力ミシンを使用した縫製作業/7人	内職	<ul style="list-style-type: none"> ・動力ミシンを使用して、主に男子浴用のパーツ（ベルト、袖、袖裏など）を縫製 ・リスクとしては、ミシンの針で指を刺すケガをするなど ・自らの作業を危険であると認識していない ・委託者は家内労働者の安全衛生に気がしていない ・特段の安全措置は実施していない ・大きな事故や健康障害はないが、中には同じ姿勢を続けたことが一回で筋断裂になって入院した者もいる ・自らの作業が危険であると認識がなく、特に希望する制度等はない ・家内労働者手帳なし、労働時間は自己の裁量 	<ul style="list-style-type: none"> 【作業リスク】 ・縫製者であり、動力ミシン等でケガをする可能性は低い、長時間にわたる同一姿勢での作業による腰痛等のおそれがある。 【作業環境リスク】 ・自宅内の作業場が多く、高齢者でもあるため、段差での転倒等の可能性がある。 【課題等】 ・委託者、家内労働者とも、安全衛生への意識啓発が課題であり、そのための支援（研修、啓発ツールの配布等）が望まれる。 【健康相談】 ・特になし
	福島県	模様ニット製造業	自動編み機を使用したニット製造/10人	専業	<ul style="list-style-type: none"> ・自動編み機を使用して、男子用・婦人用ニット製品を製造 ・リスクとしては、自動編み機に手を挟み込みケガをするなど ・自らの作業を危険であると認識していない ・委託者は家内労働者の安全衛生に気がしていない ・特段の安全措置は実施していない（自動編み機の自動停止機能を無効にしている者もいる） ・大きな事故や健康障害はない ・自らの作業が危険であると認識がなく、特に希望する制度等はない ・家内労働者手帳なし、労働時間は自己の裁量 	<ul style="list-style-type: none"> 【作業リスク】 ・危険有害性は小さいが、編み針等による細かいケガ、機械くずの吸入による気管支障害、長時間にわたる同一姿勢での作業による腰痛等のおそれがある。 【作業環境リスク】 ・作業環境リスク ・元元や足元などが雑然としている作業場もあり、45と通路確保が必要である。 【課題等】 ・委託者、家内労働者とも、安全衛生に関する意識が低く、意識啓発やそのための支援（実地指導、研修等）が望まれる。 【健康相談】 ・特になし
関東甲信越	東京都	革靴製造業	皮革の裁断、パーツ製作、産付作業/23人	専業	<ul style="list-style-type: none"> ・皮革裁断機、動力ミシン、置き機、有機溶剤（接着剤）を使用して、主に革製靴を製作 ・リスクとしては、裁断機、動力ミシン等でケガをする、有機溶剤で健康障害を起こすなど ・有機溶剤の使用については、ある程度有害と認識している者もいる ・委託者は家内労働者の安全衛生に気がしていない ・有機溶剤の使用にあたっては、局所排気装置を稼働していない者が多い ・大きな事故や健康障害はない ・東京都による安全装置や有機溶剤搬送への補助制度があるため、大きな要望はなかったが、一般職と有機溶剤搬送をまとめて、送付車を自宅付近まで送還する制度が復活すればよいとの希望が一部で確認された ・家内労働者手帳なし、労働時間は自己の裁量 	<ul style="list-style-type: none"> 【作業リスク】 ・有機溶剤、動力ミシン等によるケガや健康障害、長時間にわたる同一姿勢での作業による腰痛等のおそれがある。 【作業環境リスク】 ・自宅内の作業場が多く、整理整頓ができていない、局所排気装置（換気扇、集じん機）が未設置である等の不備がある。家内労働者が作業時間中のすべてにわたり、防毒マスクを装着して作業を行うことは事実上難しいと思われることから、すべての家内労働者の作業場に局所排気装置が設置されることが望ましい。 【課題等】 ・総じて、有機溶剤中濃などの健康障害をはじめとする、作業に伴う危険有害性に対する認識はあるものの、委託者、家内労働者とも安全衛生については自己責任であると認識している。 ・研修の実施、実地指導など、安全衛生に関する意識啓発、支援を行っていくことが望まれる。 【健康相談】 ・特になし
	新潟県	洋食器・器物製造業（洋食器）	研削作業/2人	専業	<ul style="list-style-type: none"> ・パフ研磨機を使用してスプーン、フォークを研削 ・リスクとしては、回転するパフに接触し、巻き込まれる、回転動力ベルトに接触する、粉じん健康障害を起こすなど ・自らの作業をあまり危険であると認識していない ・委託者は家内労働者の安全衛生に気がしていない ・集じん機は稼働しているが、動力回転ベルトの覆いはなく、またゴーグル、防じんマスクなどは、着用していない ・安全衛生も含めて、仕事については自己責任という意識がある ・大きな事故や健康障害はない ・自分では高齢者で後継者もなく、現状を大きく変える必要は感じていないため、特に希望する制度等はない ・家内労働者手帳なし、労働時間は自己の裁量 	<ul style="list-style-type: none"> 【作業リスク】 ・パフ研磨機、金属プレス機等によるケガ、粉じん吸入による健康障害、長時間にわたる同一姿勢での作業による腰痛等のおそれがある。 【作業環境リスク】 ・自宅近接の専用作業場が多いが、面積も狭く、整理整頓ができていないところが多い。 【課題等】 ・作業方法も含め、職人としてのこだわりから、作業に伴う危険有害性に対する認識に乏しい。 ・委託者も安全衛生については、自己責任であるとの認識を持っている。 ・ただちに、家内労働者や委託者の意識を変えていくことは難しいが、後継者育成の観点からも、安全衛生に関する意識啓発（研修等）、各種支援（実地指導等）を進めていくことが望まれる。 【健康相談】 ・特になし



ブロック名	都府県名	業種	作業内容/ヒアリング期	家内労働者の種別	ヒアリング概要	労働衛生コンサルタントのコメント
関東甲信越	新潟県	洋食部・惣菜製造業 (惣菜)	研修作業 (一部プレス加工あり) 7人	専業	<p>【研修作業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パフ研摩機を使用してステンレス製ポット、やかん等を研摩 ・リスクとしては、回転するパフに接触、巻き込まれる、回転動力ベルトに接触する、粉じんで健康障害を起こすなど ・自らの作業をあまり危険であると認識していない ・委託者は家内労働者の安全衛生に傾斜していない ・高じん機は設置しているが、動力回転ベルトの覆いはなく、またゴーグル、防じんマスクなどは、着用していない ・安全衛生もまめ、仕事については自己責任という意識がある ・自分達は高齢者で後継者もなく、現状を大きく変える必要は感じていないため、特に希望する制度等はない ・家内労働手帳なし、労働時間は自己の裁量 【プレス作業】 ・プレス機を使用して、なべやかんのふたなどを加工・製作 ・リスクとしては、プレス機による手指のケガなど、ある程度は危険と認識しているが、作業効率を優先して、安全衛生をあまり意識していない ・プレス機の安全装置は補助をオフで使用している ・運搬、足手廻し等の第一関節より先をプレス機に挟まれ切断した ・自分達は高齢者で後継者もなく、現状を大きく変える必要は感じていないため、特に希望する制度等はない ・家内労働手帳なし、労働時間は自己の裁量 	<p>【作業リスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パフ研摩機、金属プレス機等によるケガ、粉じん吸入による健康障害、長時間にわたる同一姿勢での作業による腰痛等のおそれがある。 <p>【作業環境リスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業環境が良くない。 ・自宅近接の専用作業場が多いが、面積も狭く、整理整頓ができていないところが多い。 <p>【課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業方法も含め、職人としてのこだわりから、作業に伴う危険有害性に対する認識が乏しい。 ・委託者も安全衛生については、自己責任であるとの認識を持っている。 ・ただちに家内労働者や委託者の意識を高めることは難しいが、後継者育成の観点からも、安全衛生に関する意識啓発、各社支援（実地指導、研修等）を進めていくことが望まれる。 <p>【健康相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし
関東北陸	岐阜県	給水せん崙造業	研修作業/11人	専業	<ul style="list-style-type: none"> ・パフ研摩機を使用して給口等の給水栓を研摩 ・リスクとしては、回転するパフに接触、巻き込まれる、回転動力ベルトに接触する、研摩対象物がはねてケガをするなど ・自らの作業をあまり危険であると認識している者もいる ・委託者は家内労働者の安全衛生に傾斜していないが、家内労働者は仕事の発生があるだけでもありがたいという認識を持っている ・高じん機は設置しているが、動力回転ベルトの覆いはなく、またゴーグル、防じんマスクなどは、基本的に着用していない ・安全衛生もまめ、仕事については自己責任という意識がある ・大きな事故や健康障害はないが、回転パフに研摩機を取り入れて自分に関わってきでケガをした者がいる ・じん肺発症の費用補助があればよいという要望があった。同時に、高齢でこの仕事を続けるつもりではなく、現状を大きく変える必要は感じていないという事も聞かれた ・家内労働手帳なし、労働時間は自己の裁量 	<p>【作業リスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パフ研摩機等によるケガ、粉じん吸入による健康障害、同一姿勢による腰痛等のおそれがある。 <p>【作業環境リスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全業が、自宅近接の専用作業場にて作業しており、一般的には適切な環境にあるといえる。 <p>【課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家内労働者には、作業方法も含め、体系的な安全衛生に関する基本的な知識が備わっていない。作業場の整理整頓、高じん機等設備の保守点検なども各自が経験で行っている。 ・一方、公的機関、委託者等によって、きちんとした指導を行うことができれば、それを受け入れて、ある程度自主的に改善される余地は持っている。したがって、これらの関係者による各種支援が望まれる。 ・家内労働者、委託者とも、安全衛生については、自己責任であるとの認識を持っている。 <p>【健康相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし
	愛知県	がん具花火製造業	花火の鉄入れ/14人	内職	<ul style="list-style-type: none"> ・メーカー工場で製造された花火を主に水性ボンダでのり付けする、ビニール袋に入れる ・リスクとしては、花火の火薬に対してやけどをする、作業者が火災になるなど ・自らの作業をあまり危険であると認識していない ・家内労働者の安全衛生に関して、気にしている委託者もいる ・煙火箱や委託者は、火気厳禁等のポスターを掲示して、注意喚起しており、家内労働者もその指示を遵守している ・事故や健康障害はない ・自らの作業が危険であるとの認識がなく、特に希望する制度等はない ・家内労働手帳なし、労働時間は自己の裁量 	<p>【作業リスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・花火の火薬箱など危険な工程は全てメーカー工場で行われる。家内労働者は、製造された花火を袋詰めなどをやるだけで、火薬自体は触れない工程もなく、要領をつかめれば問題なく作業できる。 <p>【作業環境リスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専用作業場、または専用部屋での作業であり、整理整頓、家庫の出入りに大きな問題は確認されていない。 <p>【課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火薬箱の者は、火薬が入った物を持つという点で、火気厳禁との認識で作業を実施している。 ・火薬以外の事項については、委託者、家内労働者とも、安全衛生に関する認識に乏しい。 <p>【健康相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし
近畿	大阪府	刃物加工業	研修作業/10人	専業	<ul style="list-style-type: none"> ・グラインダー研摩機、パフ研摩機を使用して包丁を研摩（粉じんが飛散する作業） ・自らの作業の危険性をある程度は認識しているものの、ケガは付き物と、ケガをすることを前提と考えている ・委託者は家内労働者の安全衛生に傾斜していない ・リスクとしては、研摩機への接触、巻き込まれ、粉じんの吸い込み、大型研石交換時の接触など ・グラインダー研摩機への巻き込まれ防止装置、高じん機などの最低限の安全衛生設備は整えているが、ゴーグルや防じんマスクなどについては、作業効率を重視して着用していない ・安全衛生よりも仕事量（工数収入）に重点を置いている ・大きな事故（死亡、重大な健康障害等）はないが、パフ研摩機中に刃物の持ち方を誤り、包丁先端が右手親指付け指に刺さり、貫通したという事故あり ・じん肺発症の費用補助については、要望があった（以前は経団連手防協会の費用補助、返戻率があったとの由） ・家内労働手帳なし、労働時間は自己の裁量 	<p>【作業リスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グラインダー研摩機、パフ研摩機によるケガ、粉じん吸入による健康障害等のおそれがある。 <p>【作業環境リスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほとんどが自宅近接の専用作業場を使用しているが、面積も狭く、足元や床よりの整理整頓ができていない。 ・面積が狭いことを理由に高じん機が設置されていない作業場もあった。 <p>【課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業方法も含め、職人としてのこだわりから、作業に伴う危険有害性に対する認識が乏しい。 ・委託者も安全衛生については、自己責任であるとの認識を持っている。 ・ただちに、家内労働者や委託者の意識を高めることは難しいが、後継者育成の観点からも、安全衛生に関する意識啓発、各社支援（実地指導等）を進めていくことが望まれる。 <p>【健康相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし
	兵庫県	電気機械器具製造業	動力巻線等/4人	内職	<ul style="list-style-type: none"> ・動力巻き線機を使用して銅線を巻きコイルを作成、糸だまを使用して銅線のウレタン塗膜を除去 ・リスクとしては、動力巻き線機で指をケガする、粉せられたはんだでやけどをする、はんだを吸って健康障害を起こすなど ・委託者は作業指導者を作成・配布して安全衛生の指導を行うなど、配慮している ・事故や健康障害はない ・現在の対策で問題ないという認識を持っており、特段希望する制度等はない ・家内労働手帳なし、労働時間は自己の裁量 	<p>【作業リスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長時間にわたる同一姿勢での作業による腰痛等のおそれがある。 <p>【作業環境リスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人差があるのかもしれないが、自宅の一室の作業場は、整理整頓されており、特段の問題は確認されていない。 <p>【課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人差があるのかもしれないが、自宅の一室の作業場は、整理整頓されており、特段の問題は確認されていない。 ・作業手順書の作成・配布を始めており、委託者が家内労働者との日々のやり取りの中で、コミュニケーションをしっかりと取っていることが確認できた。 ・委託者は、家内労働者とは信頼関係をしっかりと構築して委託をしている。 <p>【健康相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし
		動力測りょう機を使用した軽下測りょう/1人	内職	<ul style="list-style-type: none"> ※比較的大規模な動力測りょう機を使用するなど専門的な側面もある ・動力測りょう機等を使用して軽下に測りょうを測す ・リスクとしては、動力測りょう機の線が指先をケガする、機械に指先を挟むなど ・委託者は家内労働者の安全衛生に傾斜していない ・事故はないが、指先で同じ動きを繰り返し行うことから、よく使う指先に家計性関節炎が発生 ・作業効率が高く、簡単に作業が可能な設備更新への補助があればよいが、返済のことを考えると利用する可能性は低い ・家内労働手帳なし、労働時間は自己の裁量 	<p>【作業リスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手指を使用する同一作業を何度も反復することによる家計性関節炎、立位作業に起因する下肢筋痛等の発症のおそれがある。 <p>【作業環境リスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅近接の専用作業場は、面積はあるものの、各棟に室内湿度が適温に保たれにくい可能性があり、血圧、脂質などの健康に影響が与えられる可能性がある。 ・一人きりで作業であるため、精神面にも影響を懸念される。 <p>【課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託者は、家内労働者の安全衛生に関心がない。 <p>【健康相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし 	



3. 今回の調査における家内労働の概況

(1) 家内労働を取り巻く環境の変化

- 家内労働は従来と同様、日本の製造業を下支えする重要な役割を担っている。今回の訪問調査でも、委託者からは、家内労働者は自社の業務にとって必要な存在であるとの声を聞いている。
- 一方で、製造業の海外進出に伴う日本国内産業の空洞化の進展等により、委託者から家内労働者への発注量が減少し、安定して仕事を確保することが難しくなり、その人数も減少傾向にあることが窺える。
- また、家内労働者への発注量が減少することによって、家内労働の分野に新しい人材を確保することが難しくなっている。この結果、家内労働者の世代交代が遅れて高齢化が進んでおり、作業に必要な技術継承が困難になるおそれも生じている。事実、委託者および家内労働者の悩みは、後継者不在であるという意見が多く聞かれた。

(2) 今回の調査における家内労働者の概況

- 家内労働者は、業種または作業内容によって、2つに大別できると考えられる。一つはいわゆる内職に該当する家内労働者であり、もう一つはその業務を専門・専門的に行う家内労働者である。
- 内職に該当する者（以下、内職的家内労働者という）としては、今回の調査では、秋田県・男子服製造業、愛知県・花火製造業、兵庫県・電気機械器具製造業/靴下製造業における家内労働者が該当する。これらの業種の家内労働では、一般家庭における主婦などが、もっぱら副次収入を得るために、家事の合間などの自由時間を活用して、それほど大掛かりな機械器具等を使用することなく、比較的簡易な作業に従事している。
- 業務を専門・専門的に行う者（以下、専門的家内労働者という）としては、今回の調査では、福島県・横編ニット製造業、東京都・革靴製造業、新潟県・洋食器/器物製造業、岐阜県・給水せん製造業、大阪府・刃物加工業における家内労働者が該当する。これらの業種の家内労働では、委託業務からの工賃収入を主な生計手段とし、専門技術や専用設備を活用して規模の差はあるものの製造業の工場と同様な作業に従事していることが多い。

(3) 今回の調査における家内労働者と委託者の全般的な関係

- 内職的家内労働者と委託者の関係は、発注者である委託者の立場が強く、家内労働者は、受注者として受身的な立場に置かれていると見受けられる。
- しかし、委託者にとって、家内労働者の存在は、例えば、業務の繁忙度に応じて発注量をコントロールできること、雇用形態ではないため社会保険等の固定的な費用がかからないことなどの利点がある。このため、委託者もその必要性を認識していることが多く、共存を図ろうとする意図があるため、一方的に委託者が強い立場にあるわけではない。委託者の中には、必要最低限の家内労働者に対して、ある程度無理をしてでも一定の仕事を確認して継続発注するといった配慮をしている者もいる。
- 一方で、専門的家内労働者と委託者の関係は、一部の業種においては、対等、場合によっては家内労働者の方がむしろ強い立場にあるケースも散見される。
- これは、専門的な技術を持った専門的家内労働者が減少する傾向にあることや、特に高度な技術を有する者が限られるという事情も加わって、委託者からの業務を受注するか否かについて、家内労働者がある程度の選択権を持っている場合があるためである。委託者にとって、仕事を断られるとか設定する納期では、仕事を受けてもらえないということも発生するようである。

4. 各関係者の意識や課題

(1) 委託者・事業主団体

① 家内労働法の基本的事項について

- 家内労働法の存在自体は、大部分の委託者、事業主団体が認識していたが、法の内容が十分に理解されず、遵守されていないことが推察される。
 - 家内労働手帳を交付していないところが多い。
 - 家内労働者の就業場所のほとんどが、自宅の一室あるいは自宅敷地内にある作業場であるが、一部の委託者では、工賃の支払いを自社工場において現金渡して行っているところもある（家内労働法第7条では、「委託者は、家内労働者から申出のあった場合その他特別な事情がある場合を除き、工賃の支払および物品の受渡しを家内労働者が業務に従事する場所において行うように努めなければならない」とされている。なお、今回の調査では、家内労働者からの申出その他特別な事情の有無については、確認していない。）。
 - 委託者は、委託業務に関して、基本となる原材料（洋服の生地、革靴用皮革など）は提供しているが、作業に必要な機械器具や付帯的に必要な原材料（糸や糊・接着剤など）を譲渡、貸与または提供している例は少なく、安全衛生に関する意識も希薄である。

- 労働時間については、家内労働者の裁量に任せて関知しないというのが委託者のスタンスである。ただし、委託業務量が減少していること、家内労働者が高齢化して無理が利かなくなっていることなどから、長時間労働を行う状況にはないと考えられる。また、専門的・家内労働者の場合には、家内労働者の立場が強いため、家内労働者の裁量の傾向は強くなると思われる。

② 安全衛生に関する事項について

- 家内労働法第17条第1項において、委託者が委託業務に関して一定の機械器具又は原材料などを家内労働者に譲渡、貸与又は提供する場合には、これらによる危害を防止するため、「家内労働法施行規則」で定める措置を講じることが義務となっているが、ほとんどの場合機械器具の貸与は行われていない。

■ 委託者の家内労働者に対する認識

- ▶ 委託者にとって家内労働者は、自社従業員ではなく、外部の請負業者の一つという認識である。したがって、相対的に危険度が高い専門的・家内労働者に対しては、家内労働者の安全衛生について気には掛けつつも、研修会を実施する、現場指導をする、金銭的な支援を行うなどといった特段の支援は行っていないのが現状である。危険な作業を委託しているという認識のない内職的・家内労働者に対しては、その安全衛生に関する意識は希薄であるといえる。
- ▶ 専門的・家内労働者においては、家内労働者の立場が強いことから、意見する立場にないという側面もある。

■ 委託者が考える家内労働者の課題

- ▶ 経済的にそれほど恵まれた環境になく、最大の関心事は自己の収入（工賃）にある。内職的・家内労働者はもとより、危険度が相対的に高い作業の多い専門的・家内労働者においても、安全衛生に関する意識や知識は二の次になりがちである。具体的には以下のとおりである。
 - ・安全衛生設備の購入・設置、特殊健康診断などは自己負担があることから、積極的に導入あるいは受診する傾向に乏しい。
 - ・研磨作業における局所排気装置の設置など、直接的に作業効率を損ねない装置は設置・稼働されているようであるが、作業効率を損ねる装置（例えば、回転部分（圧着機のローラーなど）の覆いやプレス機の安全装置など）については、機能を無効にして作業してしまう可能性もある。
- ▶ 安全衛生等も含めた様々な情報を家内労働者に伝える手段が少ない。
 - ・高齢者が多いため、連絡手段は直接訪問あるいは電話が主である。パソコンやファックスを所有する家内労働者は限られている。
- ▶ 職人気質のため、あるいは高齢者が多いため、第三者による改善や提案意見が積極的に受け入れられる状況にない。
 - ・専門的・家内労働者に対してあまりあれこれ伝えると、うるさがられて仕事

を受けてもらえなくなるおそれがある。

- ・高齢者であることを理由に改善等をしようという意欲に欠ける。

■ 委託者を取り巻く環境

- 委託者も自らの事業運営に手一杯であるため、家内労働者のことまで配慮する余裕がないとの声も多く聞かれている。
- 一部の委託者に限ったことであるが、委託者自身も安全衛生法令を遵守した取組ができていないかどうかとの疑問もあり、家内労働者に安全衛生を指導・支援するに必要な能力があるかどうか不明である。

(2) 家内労働者

① 家内労働法の基本的事項について

- 委託者から家内労働手帳の交付を受けている者は、確認できていない。
- 労働時間は、委託者との間で取り決めた締め切りなどの制約は受けるものの、作業日程や一日の作業量などについては基本的に自己の裁量で判断しており、委託者による関与は確認されていない。
- 工賃の受領方法は、振込みまたは現金のいずれもあったが、一部で委託者の事務所などで支払いを受ける場合があるとのことであった。
- 家内労働者の多くは、経済的にそれほど恵まれた環境になく、最大関心事は、委託者の認識と同様、自己の収入（工賃）にある。実際に、今回の調査対象者からは、高齢で体力的にきついきももあるが、少しでも生計を増やしたいから続けているというコメントもあった。

② 安全衛生に関する事項について

■ 安全衛生に対する認識

- 内職的家内労働者、専業的家内労働者とも、総じて、安全衛生に対する認識に乏しい。考えられる主な理由は、以下のとおりである。
 - ・内職的家内労働者、専業的家内労働者のいずれも、過去、自身で大きな事故を経験したことがなく、自らの作業が危険であると考えていない。
 - ・専業的家内労働者の場合は、上記に加えて、安全衛生以上に、自らの技術を高めて満足いく製品作りすることに重点を置くといった、職人の伝統の中で育ってきている。
 - ・したがって、安全衛生に関する知識を身に着ける機会や動機が不足している状況にある。
 - ・委託者としても、家内労働者は外部の請負業者の一つとの認識であるため、積極的に教育、指導等を行って、安全衛生面を充実させる意欲に欠けている。

■ 現場訪問による確認事項

- 作業リスク

- ・内職的家内労働者については、ミシン針で指を刺すなどの小さなリスクはあるが、死亡や後遺障害等の大きな災害につながる可能性は低い。
- ・専門的・家内労働者については、過去、死亡や後遺障害に至るほどの災害発生はほとんど確認されていないが、作業においては、動力研磨機の使用が確認されている。したがって、動力研磨機や研磨製品との接触によるケガなどのリスクが存在するといえる。

＞ 作業環境リスク

- ・作業場については、自宅一室を作業場としている者もあれば、専用スペースを作業場としている者もある。内職的・家内労働者は前者が多く、専門的・家内労働者は業種によって様々である（例えば、東京・革靴製造業は自宅一室が多いが、新潟・洋食器/器物研磨業では自宅近接の専用作業場が多い）。例えば、以下のような問題点が考えられる。
- ・広さに制約があることなどから、全般的に整理整頓が不十分であり、転倒、周辺のものとの接触、落下等により、ケガをするおそれがある。
- ・局所排気装置など安全衛生に必要な設備が十分でない例がある。例えば、研磨機による粉じんが発生する作業の場合には、屋内作業場では局所排気装置等の設置が望ましく（努力義務）、これらの装置がない作業場では防じんマスクの使用が義務付けられている。有機溶剤等を使用する作業の場合には、屋内作業場では蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置、全体換気装置等の設置が望ましく（努力義務）、これらの装置がない作業場では防毒マスクの使用が義務付けられている。しかし、一部の家内労働者においては、かかる装置が設置されていない、保護具が使用されていないことがある。また、かかる装置が設置・稼働されている、保護具が使用されている場合でも、その使用方法や保守点検が不十分で効果が低いということも想定される。このため、粉じんや有機溶剤の吸い込みによる健康障害などのリスクが存在するといえる。

＞ 課題等

- ・家内労働者は、総じて安全衛生に対する認識に乏しい。このことは、下表に示すとおり、家内労働法第 17 条第 2 項に基づき家内労働法施行規則で規定されている安全衛生措置の遵守状況からもみてとることができる（もちろん同法の規定は、努力義務とされているものもあり、規定が遵守されていないことがただちに法違反等の問題へつながるわけではないことにも留意する必要がある。）。
- ・家内労働者が安全衛生に関する認識を持って、ケガや健康障害をこうむることなく作業していくためには、委託者、公的機関等と家内労働者が連携して、安全衛生に関する意識啓発などを実践していく仕組み作りが望まれ

る。

家内労働法 施行規則	法の内容	家内労働者の実態
第 17 条	(家内労働者の危害防止措置) 家内労働者自身が所有、調達する機械または器具について、同規則第 10～13 条によって委託者が貸与等する場合に課される安全衛生措置に準ずる措置を求める努力義務規定。	①動力プレス機の安全装置（同規則第 11 条 4 号）について、作業効率を優先させて家内労働者が自ら取り外していた。（新潟県） ②バフ盤（同規則第 13 条）について、動力ベルト部分に覆いがついていない（もともとベルトが付いていない仕様）の装置もある模様。（新潟県、岐阜県、大阪府）
第 18 条	(設備等の設置) 屋内作業場にて法で定める業務に従事する場合に、局所排気装置など必要な設備・装置を設けることを定めた努力義務規定。	①有機溶剤等を取り扱う業務について、一部の家内労働者において、局所排気装置、全体換気装置等の設置がされていない。（東京都） ②研ま材を用いて動力により金属を研磨等する業務について、一部の家内労働者において、局所排気装置等が設置されていない。（大阪府）
第 19 条	(保護具等の使用) 法で定める業務に従事する場合に、法で定める保護具等を使用することを定めた義務規定。	①ガス、蒸気または粉じんを発生する場所における業務（局所排気装置、全体換気装置または粉じんの発生源を湿潤な状態に保つための設備が設置されている場所における業務を除く。）について、防毒マスク（ガス、蒸気）、防じんマスク（粉じん）が使用されていない。（東京都、大阪府）
第 20 条	(危険物の取扱い) 法で定める物品を取り扱う場合に、法で定める取扱事項を遵守することを定めた義務規定。	①酸化性の物品（硝酸カリウムを原材料とする火薬）を取り扱う業務について、一部で作業場隣接スペースにて石油ストーブの使用があった。（愛知県）

■ 健康相談について

> 家内労働者からは、特に相談したいという事項は寄せられなかった。

(3) その他（行政など）

■ 今回の調査では、行政機関は調査の対象外であり、また、委託者等からはあまり行政、その他の公的機関に関する取組や不満等は確認できなかったが、以下、東京都と燕市における取組を記載する。

① 東京都

■ 東京都は、労働経済局労政部労働福祉課に家内労働係があり、「東京都家内労働相談コーナー」の設置、生活資金融資、作業環境改善費用の一部助成（※）などの事業を実施している。

■ 「東京都家内労働相談コーナー」では、4名の家内労働相談員を配置して、家内労働者の巡回指導、情報発信などを行っている。

※新規に設置する局所排気装置（含む集じん機）、全体換気装置（換気扇）、空気清浄装置、型抜き機等の安全装置、その他の安全衛生設備への助成を行っている。助成率（50～75％）は設備により異なり、また一台当たり助成限度額が定められている。

② 燕西蒲労働災害防止協会

■ 地場産業である金属製洋食器・器物製造業におけるプレス機による労働災害を防止するための組織として、地場企業、燕市によって設立された。

■ 燕市、同協会、および利用者の自己負担によって、プレス安全大会を始めとする様々な安全衛生に関する取組を実施しており、家内労働者対策としては、①家内労働者の安全衛生教育（巡回指導を含む）②動力プレス機の定期自主検査の推進などを行っている。

※家内労働者への巡回指導：260回、動力プレス機の検査185台

（いずれも平成24年度実績）

5. 今後の検討事項

今年度の調査では、委託者、家内労働者とも、家内労働法に関する基本的な理解不足、安全衛生に関する意識・能力不足などが確認された。したがってまず、これらの理解不足、意識・能力不足の解消を図っていくことが必要であると考えられる。

また現状では、委託者、家内労働者とも経済的に厳しい環境に置かれていることもあり、このような場合には、安全衛生に対して、委託者、家内労働者が自ら主体的、積極的に費用や労力をかけて安全衛生の向上を図る取組を進めることは期待できないことが予想される。したがって、委託者や家内労働者の置かれた環境等によっては、国や地方公共団体等の公的機関による金銭的な優遇措置が効果的なこともあると思われる。

以上を踏まえ、例えば、次のような取組も有用ではないかと考える。なお、掲げた取組は、今後の議論を活性化するため、実現可能性の大小には重きを置かず、考えられるものを列挙することとした。特に、予算措置が必要な取組については、今後の検討の中で、関係者間で十分に議論されることが必要と考えられる。

① 委託者・事業主団体向け

- 家内労働法の周知のための取組
 - 家内労働推進キャンペーンの実施（家内労働安全衛生指導員を積極活用した家内労働手帳の配布やポスター等の配布など）
 - 家内労働法の講習会等学びの場の提供
 - わかりやすいポスター・ちらし・ビデオなどの啓発資料の作成・配布
- 安全衛生に関する意識や能力向上のための取組
 - 講習会等学びの場の提供
 - わかりやすいポスター・ビデオなどの啓発資料の作成・配布
 - 家内労働者への指導方法支援（マニュアルやビデオ作成など）
 - 優秀委託者表彰制度の創設
 - 指導・監督の徹底（家内労働安全衛生指導員の積極的活用など）
- 安全衛生への取組に関する金銭的な優遇措置の創設
 - 家内労働者が所有する、あるいは家内労働者に貸与する機械器具について、委託者が安全衛生設備取付費用の全部または一部を負担した場合の補助
 - 委託者が、家内労働者の政府労災特別加入保険料の全部または一部を負担した場合の補助
 - 委託者が、家内労働者の特殊健康診断費用の全部または一部を負担した場合の補助
 - 委託する家内労働者に労災事故が発生していない場合等の委託者に対する補助

② 家内労働者向け（委託者との関係や作業の危険度が異なる内職的・家内労働者と専門的・家内労働者で取組内容が分けることが適当な場合は、その旨工夫することが望ましい）

- 家内労働法の周知のための取組
 - 家内労働推進キャンペーンの実施（家内労働安全衛生指導員を積極活用した家内労働手帳の配布やポスター等の配布など）
 - 家内労働法の講習会等学びの場の提供
 - わかりやすいポスター・ちらし・ビデオなどの啓発資料の作成・配布
- 意識や能力向上のための取組
 - 講習会等学びの場の提供

- 専門的・家内労働者向け、内職的・家内労働者向けなど、作業の危険性および有害性に応じたわかりやすいポスター・ビデオなどの啓発資料の作成・配布
- 指導・監督の徹底（家内労働安全衛生指導員の積極的活用など）
- 安全衛生への取組みに関する金銭的な優遇措置の創設
 - 家内労働者が所有する機械器具について、家内労働者が負担した安全衛生設備取付費用の全部または一部の補助
 - 家内労働者が特殊健康診断費用を負担した場合の全部または一部の補助

来年度の事業において、引き続きの調査の実施およびさらなる施策の検討等が望まれる。

